

令和7年4月から

「子育てのための施設等利用給付」を希望する方へ

幼児教育・保育の無償化により「子育てのための施設等利用給付」の「認定」を受けた方で、自治体による確認を受けた施設・事業を利用している方は、施設などの利用料が幼児教育・保育の無償化（以下「給付（請求）」）の対象となります（利用施設により上限は異なります）。

「給付（請求）」を希望する方は、「子育てのための施設等利用給付」の「認定」申請を行い、認定を受けた上で、「給付（請求）」の手続きを行う必要があります。

◎「認定」を受けていなければ「給付（請求）」が受けられません。「認定」と「給付（請求）」はそれぞれ手続きが必要です。必ず「認定」を受けてから請求をしてください。

◎詳しくは「施設等利用給付のごあんない(令和7年度申請用)」をご確認ください。

「認定」申請の手続き

必要書類

「認定」の区分や「保育を必要とする事由」により、必要書類が異なります。

提出期限

「認定」開始日は最短でも「認定」申請日以降となります。4月1日からの「認定」を希望する場合は、4月1日(必着)までに**別表**のとおり提出してください。「認定」を受ける以前の利用分(有効な認定期間外の分)については「給付（請求）」をすることができません。認定開始日をさかのぼることはできませんのでご注意ください。

「給付（請求）」の手続き

手続き方法および給付内容は、利用する施設や年齢によって異なります。

「施設等利用給付のごあんない(令和7年度申請用)」

別表の提出窓口で配布している他、**HP**でも公開しています。

問・施設等利用給付の「認定」に関すること

保育課保育入園係

☎(3546)5227・5387・9587

・施設等利用給付の「給付（請求）」に関すること

保育課保育給付係

☎(3546)5422

別表

提出方法	提出先・注意事項
窓口	区役所6階保育課保育入園係、各特別出張所 月～金曜日 午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日・休日、年末年始を除く)
郵送	〒104-8404 築地1-1-1 保育課保育入園係 宛 ◎郵送の場合は余裕をもって投函してください。郵便事故などによる書類の紛失を避けるため、特定記録郵便・レターパックライトの利用をお願いします。なお郵便事故に関しての責任は負いかねます。
オンライン申請	マイナポータル「ぴったりサービス」によるオンライン申請を行う場合には、マイナンバーカード、パソコンICカードリーダーまたはマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンが必要です。 ◎「認定」申請のみ利用可能です。

詳しくは区**HP**へ

ぴったりサービス

入船湯が営業を終了します

入居するビルの建て替えのため、3月26日(水)をもって、営業を終了します。長い間ご利用いただきありがとうございました。

3月26日の営業時間

午後3時～11時(コミュニティふれあい銭湯を実施)

問地域振興課区民施設係

☎(3546)5622

訃報

中央区名誉区民 古屋勝彦様(株式会社松屋名誉相談役)が1月18日に御逝去されました。

氏は、事業経営者として精励されるとともに、観光協会ほか地域団体において、本区の商工業の発展および観光事業の推進ならびに文化国際交流の進展に卓絶な功績を残されたことから、平成28年10月に中央区名誉区民として顕彰されました。

ここに謹んで哀悼の意を表します。

チョッと知っ得! 区内の文化財

間新六供養塔

都指定文化財 旧跡

築地三丁目15番1号 築地本願寺境内

現在の築地三丁目15番街区一帯に寺域を有する築地本願寺は、明暦の大火(明暦3年(1657))後に埋め立て造成された当該地付近へ仮御堂を建立(万治元年(1658))し、以来今日まで367年にわたって築地の地で時を重ねてきました。長い歴史の中では、数々の複合的な災害に遭遇して伽藍や寺地の変容を伴いましたが、そのたびに復旧・復興などを図りながら整備されてきました。

当寺の境内を散策してみると、点在する旧跡・史跡の多さなどからも歴史の重みを感じることができます。境内には築地の埋め立てと本願寺の移転再興に尽力した佃島初代名主・佃忠兵衛の報恩塔をはじめ、酒脱で叙情的な作品を数多く描いた江戸琳派の代表的な絵師・酒井抱一の墓、シーボルトに学んだ江戸後期の眼科医・土生玄碩の墓、そして元禄赤穂事件(本所の吉良邸討ち入り)で知られる旧浅野家

家臣47人の一人・間新六の供養塔など、いくつもの歴史や事績を後世に伝えるように石塔が立ち並んでいます。

このうち「間新六供養塔」は、現在の明石町地区に拝領屋敷があった「浅野内匠頭邸跡」(令和6年6月21日号に掲載)とともに、区内に存する元禄赤穂事件ゆかりの旧跡として位置付けられます。なお、都内の旧跡の中でも、当該事件(特定の歴史的イベント)に関する指定文化財は群を抜いて多い存在となっています。

特によく知られている文化財には、浅野長矩が切腹した一関藩田村(右京大夫)家上屋敷跡地の都旧跡「浅野内匠頭切腹跡」(現在の港区新橋四丁目)や曹洞宗寺院・萬松山泉岳寺に建立されている国指定史跡「浅野長矩墓および赤穂義士墓」(現在の港区高輪二丁目)、旧浅野家家臣らが吉良義央を討ち取るために押し入った吉良家上屋敷跡地の都旧跡「赤穂浪士元禄義挙の跡」(現在の墨田区両国三丁目)など

があります。さらに、浪士たちの分かち預け先(裁定後の切腹の地)となった大名四家の屋敷跡地(熊本藩細川家下屋敷「大石良雄外十六人忠烈の跡」(現在の港区高輪一丁目)・伊予松山藩松平(久松)家中屋敷「大石主税以下切腹跡」(現在の港区三田二丁目)・岡崎藩水野家中屋敷「水野監物邸跡」(現在の港区芝五丁目)・長府藩毛利家上屋敷「毛利中斐守邸跡」(現在の港区六本木六丁目))なども都旧跡に指定されています。

築地本願寺の境内に墓碑が立つ間新六(1680～1703)は、赤穂藩主浅野長矩に仕えた父・間喜兵衛光延の次男として生まれ、諱(本名)を光風といいました。殿中刃傷事件から1年10カ月後に決行された吉良邸討ち入りの際には、父の喜兵衛光延と兄の十次郎光興とともに親子3人が揃って参加しています。吉良邸での新六は、父とともに裏門隊(24人)の一人として警備役を務めており、兄は表門隊(23人)の一人として吉良当人を邸内で最初に発見したとも伝えられています。また、首尾よく本懐を遂げた一行が主君の眠る泉岳寺へと引き揚げる途上で、新六は自身の供養を願って檜に書状と金子を結び付け

て築地の本願寺へと投げ入れたとの伝承も残されています。

元禄16年(1703)2月4日、新六は預け先の毛利家上屋敷において切腹(父は預け先の細川家下屋敷、兄は水野家中屋敷で切腹)しましたが、新六の遺骸は姉婿の中堂又助(主家は老中・秋元但馬守喬知)の願い出によって引き渡され、築地の本願寺へと埋葬(後に泉岳寺にも戒名「刃摸唯劔信士」の墓碑建立)されました。現在、築地本願寺に残る新六の供養塔は、天保5年(1834)2月10日の火災で焼失した旧墓碑を子孫が再建(台座に刻銘あり)したものです。小松石と思われる自然石墓の正面には、新六の法名「歸真釋宗貞信士」と没年が刻まれており、往時の歴史を今に伝えています。

中央区教育委員会
学芸員
増山一成

間新六供養塔



区公式ホームページ



X (旧 Twitter)



Instagram



YouTube



LINE

